

伊豆の国市重度障害者（児）医療費助成要綱

平成17年4月1日告示第27号

改正 平成18年3月27日告示第42号

平成21年6月29日告示第98号

平成22年3月25日告示第32号

平成24年7月13日告示第94号

平成27年12月28日告示第166号

令和3年1月22日告示第9号

令和3年6月29日告示第122号

令和4年3月31日告示第77号

令和8年3月25日告示第42号

（目的）

第1条 この要綱は、伊豆の国市が重度障害者（児）（以下「障害者（児）」という。）の医療費を助成することにより、当該障害者（児）の自己負担の軽減を図るとともに、その療育を推進して福祉の増進に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 障害者（児） 伊豆の国市内に住所を有し（別表第1に規定する者については、この限りでない。）、かつ、別表第2に掲げる社会保険各法（以下「社会保険各法」という。）の規定による被保険者、組合員又は被扶養者である次のいずれかに該当する者をいう。ただし、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第2項第1号に規定する施設に入所している者、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により児童福祉施設に入所している者及び同条第2項の規定により指定医療機関に入院している者を除く。

ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定による身体障害者手帳（以下「身体障害者手帳」という。）の交付を受け、障害程度が身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）第5条第3項に規定する身体障害者障害程度等級表の1級又は2級の障害に該当する者

イ 身体障害者手帳の交付を受け、障害程度がアに掲げる身体障害者障害程度等級表のうち心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫又は肝臓の機能の障害の3級の障害に該当する者（以下「内部障害3級の者」という。）

ウ 療育手帳制度要綱（昭和48年 9 月27日付け厚生省発児第156号厚生事務次官通知）第 5 の 2 の規定により療育手帳の交付を受け、その障害の程度が重度と判定された者

エ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）第 3 条の規定により特別児童扶養手当の支給を受けている者に監護されている特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（昭和50年政令第207号）別表第 3 に掲げる 1 級又は 2 級の障害の状態に該当する20 歳未満の者

オ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第 2 項の規定による精神障害者保健福祉手帳（以下「精神障害者保健福祉手帳」という。）の交付を受け、その精神障害の状態が精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第 6 条第 3 項に規定する障害等級の 1 級として認められた者

（2） 65歳以上新規対象者 65歳以上の障害者のうち、次のいずれかに該当する者をいう。

ア 平成16年12月 1 日以降に新たに前号アからウまで規定する障害者（児）となった者のうち、当該要件に該当することになった年齢が65歳以上であった者をいう。ただし、このうち、身体障害者手帳の交付の申請を静岡県内の市町において受理した時点での年齢が65歳未満であった者を除くものとする。

イ 前号オに規定する障害者（児）となった者のうち、当該要件に該当することになった年齢が65歳以上であった者をいう。

（3） 医療機関等 社会保険各法の規定に基づき医療に関する給付を取り扱う病院、診療所、薬局及び指定訪問看護事業者その他の者をいう。

（4） 基本利用料 社会保険各法における訪問看護療養費のうち指定訪問看護の事業の人員及び運営に関する基準（平成12年厚生省令第80号）第13条第 1 項に規定するものをいう。

（助成の停止）

第 3 条 前条第 1 号の障害者（児）、その配偶者又はその扶養義務者（民法（明治29年法律第89号）第877条第 1 項に規定する扶養義務者で当該障害者（児）の生計を維持するものをいう。）の前年の所得が、重度障害者（児）医療費助成事業の所得制限について（昭和53年 9 月22日付け社第996号静岡県民生部長通知）に定める額以上であるときは、その年の10月から翌年 9 月までは助成を停止する。

（助成の対象者）

第 4 条 この要綱に定める医療費の助成を受けることができる者は、伊豆の国市内に住所を有する障害者（児）又は障害者（児）を監護し、かつ、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 障害者（児）を監護する父母がいる場合は、父又は母。この場合において、父及び母がともに監護するときは、当該父又は母のうち主として当該障害者（児）の生計を維持する者（当該父及び母がいずれも当該障害者（児）の生計を維持しない者であるときは、当該父又は母のうち、主として当該障害者（児）を監護する者）

(2) 父母がいない又は父母が監護しない場合は、当該障害者（児）と同居して監護する者
(助成の額)

第5条 この要綱に定める医療費の助成を受けることができる額は、別表第3に定める算定基準額から自己負担金を控除した額とする。

(受給資格の認定申請)

第6条 この要綱に定める医療費の助成を受けようとする者は、社会保険各法に規定する療養の給付を受ける資格を証する書類（以下「個人番号カード等」という。）を提示し、様式第1号による重度障害者（児）医療費助成金受給資格認定申請書に様式第2号による附加給付に関する証明書（別表第3に規定する附加給付がある場合に限る。以下本条において同じ。）を添付して市長に提出し、受給資格の認定を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定により申請した者が、この要綱に定める障害者（児）であると認めたときは、受給資格認定書を通知しなければならない。

(受給者証の交付)

第7条 市長は、前条第2項の規定により認定した者のうち、第3条に規定する助成の停止に該当しない者であると認めたときは、様式第3号による重度障害者（児）医療費助成金受給者証（以下「受給者証」という。）を交付しなければならない。

(受給者証の再交付)

第8条 受給者証の損傷又は紛失等の事由により受給者証の再交付を受けようとする者は、様式第4号による重度障害者（児）医療費助成金受給者証再交付申請書を市長に提出して、その再交付を受けなければならない。

(受給者証による受診)

第9条 受給者証の交付を受けた者（以下「受給者」という。）又はその監護する障害者（児）について診療等を受けようとする者は、医療機関等に受給者証を提示し、診療等を受けた後当該診療等に係る別表第3第1欄の算定基準額各号に規定する額（以下「一部負担額」という。）を支払うものとする。

(支給の申請)

第10条 受給者は、医療費の助成金の支給を受けようとするときは、様式第5号による重度障害者（児）医療費助成金支給申請書により、市長に助成金の支給申請を行わなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、受給者が前条の規定により医療機関等に受給者証を提示し、診療等を受けたときは、当該医療機関等から提供される情報に基づき静岡県国民健康保険団体連合会から市長に当該診療等に係る一部負担額その他助成金の額の算定に必要な事項が通知されたことをもって、受給者から市長に助成金の支給申請があったものとみなす。

（支給額の決定）

第11条 市長は、前条の規定による支給申請があったときは、その内容を審査し、医療費について適当と認めた支給額を決定し、受給者に支給するものとする。

（支給の対象期間）

第12条 医療費の助成金の支給対象期間は、第6条に規定する申請書の提出があった日から第4条に規定する者としての要件を欠くに至った日（第2条第1号エに掲げる児童にあっては、その者の年齢が20歳に達した日の前日）までとする。

（変更届）

第13条 受給者又はその監護する障害者が住所又は氏名を変更したときは、受給者は個人番号カード等を提示し、様式第6号による重度障害者（児）医療費助成金受給資格認定申請事項変更届に受給者証を添付して、速やかに市長に届け出て受給者証の書換交付を受けなければならない。

2 受給者が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、個人番号カード等を提示し様式第6号による重度障害者（児）医療費助成金受給資格認定申請事項変更届に第6条第1項に規定する附加給付に関する証明書を添付（第3号に該当する場合を除く。）して、速やかに市長に届け出なければならない。

- （1） 加入している医療保険を変更したとき。
- （2） 附加給付の内容に変更があったとき。
- （3） 支払希望金融機関を変更したとき。

（受給資格喪失届）

第14条 受給者が、第4条に規定する者としてその要件を喪失するに至ったときは、様式第7号による重度障害者（児）医療費助成金受給資格喪失届に受給者証を添付して、速やかに市長に届け出なければならない。

2 受給者が死亡し、又は失そうの宣告を受けたときは、戸籍法（昭和22年法律第224号）の規定による届出義務者は、その旨を速やかに市長に届出なければならない。

- 3 前項の場合において、死亡し、又は失そうの宣告を受けた受給者に支給すべき医療費の助成金があるときは、戸籍法の規定による届出義務者に支給することができるものとする。

(助成金の返還)

第15条 市長は、受給者の偽りその他不正な手段によりこの要綱に定める医療費の助成金の支給を受けた者があるときは、その者に既に支給した金額の全部又は一部を返還させることができる。

(権利の消滅)

第16条 この要綱により医療費の助成金の支給を受ける権利は、障害者（児）が診療等を受けた日の属する月の翌月から起算して1年間第10条に規定する支給の申請が行われなかったときは、消滅するものとする。

附 則

- 1 この告示は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 この告示の施行期日の前日までに、合併前の伊豆長岡町重度心身障害者医療費助成要綱（昭和53年伊豆長岡町要綱第21号）、韮山町重度心身障害者医療費助成要綱（昭和53年韮山町要綱第3号）又は大仁町重度障害者（児）医療費助成要綱（平成16年大仁町告示第100号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの告示の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成18年3月27日告示第42号）

(施行期日)

- 1 この告示中第1項の規定は平成18年4月1日から、第2項の規定は平成18年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の伊豆の国市重度障害者（児）医療費助成要綱の規定は、この告示の施行の日以後に受けた医療に係る医療費について適用し、同日前に受けた医療に係る医療費については、なお従前の例による。

(準備行為)

- 3 改正後の伊豆の国市重度障害者（児）医療費助成要綱の規定により医療費の助成を受けることができることとなる者に係る受給者証の交付その他医療費を助成するために必要な行為は、この告示の施行前においても行うことができる。

附 則（平成21年6月29日告示第98号）

(施行期日)

- 1 この告示は、公示の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の際現に改正前の第7条の受給者証の交付を受けている者は、この告示の施行の際に改正後の第6条第2項の受給資格認定書を通知された者とみなす。

附 則（平成22年3月25日告示第32号）

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成24年7月13日告示第94号）

この告示は、平成24年10月1日から施行する。

附 則（平成27年12月28日告示第166号）

この告示は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日から適用する。

附 則（令和3年1月22日告示第9号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（令和3年6月29日告示第122号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（令和4年3月31日告示第77号）

(施行期日)

- 1 この告示は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の際現に改正前のそれぞれの告示の様式により提出されている申請書等は、改正後のそれぞれの告示の相当する様式により提出された申請書等とみなす。
- 3 この告示の施行の際現に改正前のそれぞれの告示の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。

附 則（令和8年3月25日告示第42号）

(施行期日)

- 1 この告示は、公示の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の際現に改正前のそれぞれの告示の様式により提出されている申請書等は、改正後のそれぞれの告示の相当する様式により提出された申請書等とみなす。
- 3 この告示の施行の際現に改正前のそれぞれの告示の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。

別表第 1（第 2 条関係）

施設入所者等の取扱いについて

次の各号に掲げる入院、入所等をしたことにより、住所を伊豆の国市から当該各号に規定する病院、診療所又は施設の所在する場所に住所を変更したと認められる者は、この要綱に定める医療費の助成の対象とする。

また、次の各号に掲げる入院、入所等をしたことにより、住所を他市町村から当該各号に規定する病院、診療所又は施設の所在する場所（伊豆の国市）に住所を変更したと認められる者は、この要綱に定める医療費の助成の対象外とする。

- （１） 病院又は診療所への入院
- （２） 障害者支援施設、のぞみの園又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第 5 条第 1 項若しくは第 6 項の厚生労働省令で定める施設への入所
- （３） 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の 4 又は第20条の 5 に規定する養護老人ホーム又は特別養護老人ホームへの入所（同法第11条第 1 項第 1 号又は第 2 号の規定による入所措置がとられた場合に限る。）
- （４） 介護保険法（平成 9 年法律第123号）第 8 条第25項に規定する介護保険施設への入所
- （５） その他特別な事情があると市長が認めた者

別表第 2（第 2 条関係）

- 1 健康保険法（大正11年法律第70号）
- 2 船員保険法（昭和14年法律第73号）
- 3 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）
- 4 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）
- 5 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）
- 6 私立学校教職員共済組合法（昭和28年法律第245号）
- 7 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）

別表第 3（第 5 条関係）

1 算定基準額	2 自己負担金
（１） 次に掲げる経費（児童福祉法その他の法令の規定により、国又は地方公共団体の負担による医療に関する給付（生活保護法（昭和	障害者 1 人の 1 月につき同一の医療機関等（ただ

25年法律第144号) 第15条の規定に基づく医療扶助を除く。) 及び健康保険組合等の規約又は定款等で定めている附加給付がある場合は、当該給付の額を控除する。) ア 社会保険各法の規定に基づき、健康保険法第76条第2項に規定する療養に要する費用の算定の例により算出した額から家族療養費を控除した額又は療養の給付を受ける場合の一部負担金として医療機関等に支払った額 イ 高齢者の医療の確保に関する法律の規定に基づき、医療の給付を受ける場合の一部負担金として医療機関等に支払った額 ウ 社会保険各法の規定に基づき、健康保険法第88条第4項の規定する訪問看護療養費のうち基本利用料として医療機関等に支払った額又は高齢者の医療の確保に関する法律第78条の規定する老人訪問看護療養費のうち基本利用料として医療機関等に支払った額 (2) 内部障害3級の者については、(1)に掲げる経費のうち、当該障害に付随して発現する傷病に対する医療であると医療機関等が判断した医療に係る経費に限るものとする。 (3) 65歳以上新規対象者のうち、本人又は本人と同一世帯に属する者のいずれかの前年の所得に市町村民税が課せられている者については、(1)に掲げる経費のうち、入院以外に係る経費に限るものとする。	し薬局を除く。) に対する医療費の支払ごとに500円 (当該支払額が500円に満たない場合はその額)
---	---

様式第 1 号（第 6 条第 1 項関係）（用紙 日本産業規格 A 4 縦型）

重度障害者（児）医療費助成金受給資格認定申請書									
申請者	住 所	(TEL)							
	氏 名		男・女		年	月	日生		
	障害者との続柄								
障害者	住 所	(TEL)							
	氏 名		男・女		年	月	日生		
	個人番号								
	世帯の状況	氏名	続柄	個人番号	氏名	続柄	個人番号		
加入医療保険	記号		被保険者又は組合員の氏名			附加給付			
	番号					有 ・ 無			
	保 険 者	所在地							
		名 称							
支払希望	金融機関名 支店名		口座名義		口座種別		口座番号		
金融機関					普通・当座				
上記のとおり、重度障害者（児）医療費の助成を受けたいので、受給資格の認定を申請します。									
年 月 日									
伊豆の国市長 宛									
申請者氏名									

（注）該当する文字を○で囲むこと。

様式第 2 号（第 6 条第 1 項関係）（用紙 日本産業規格 A 4 縦型）

附加給付内容証明願				
保険者名				
被保険者証番号				
被保険者	住 所			
	氏 名		男・女	年 月 日生
上記被保険者について、次のとおり附加給付の内容を証明して下さい。				
年 月 日				
保険者又は 事 業 主 様				
被保険者 組 合 員 ⑩				
各保険者（事業主）にお願い				
この証明書は、伊豆の国市が実施している医療費助成事業に使用するものですから、ご協力願います。				
伊豆の国市長 氏 名				
証 明 書				
附加給付の内容				
被保険者	（算式 ）			
被扶養者	（算式 ）			
上記のとおり証明します。				
年 月 日				
保険者又は 所在地 事 業 主 名 称 代表者 氏 名 印				

様式第3号（第7条関係）

(表面)

重度障害者（児）医療費助成金受給者証			
障（一般・65歳以上新規・後期高齢者）			
公費負担者番号			
受給者番号			
受給者	住所		
	氏名		
	生年月日	年 月 日	男・女
有効期間		年 月 日から 年 月 日まで	
摘要		給付制限 あり・なし	
発行機関名及び印		静岡県 伊豆の国市長 印	
交付年月日		年 月 日	

1 規格 縦128mm、横91mm
2 印刷色 黒色
3 地色 濃ククリーム色（紀州紙色見本コード15番）
4 紙質 「紀州紙」110キロ

(裏面)

注意事項

1 この証は、あなたが医療費の助成を受けることができる証ですから、大切に保管してください。
2 医療機関等で診察を受ける時は、この証を必ず個人番号カード等と一緒に医療機関等の窓口に提示してください。
3 医療費の自己負担分は、医療機関等の窓口でいったんお支払いください。
4 この証は、県外の医療機関では使用できません。
県外の医療機関で受診した時は、本市が規定する書類により、本市へ助成金の交付申請をしてください。
5 次の場合は必ず本市へ届け出てください。
(1) 住所や氏名を変更したとき
(2) 加入保険に変更があったときや加入保険の附加給付の内容に変更があったとき
(3) 助成金の振込先の口座に変更があったとき
6 県内の他の市町村へ転出した場合は、転出先の市町村で新たに受給者証の交付を受けてください。
7 この証を破損したり、紛失したときは、再交付を受けてください。
8 受給資格がなくなったときは、速やかに返還してください。
9 有効期限を過ぎたときは、速やかに返還して更新交付を受けてください。

重度障害者（児）医療費助成金受給者証再交付申請書

年 月 日

伊豆の国市長 宛

申請者 住所
氏名
連絡先

次のとおり、重度障害者（児）医療費助成金受給者証の再交付を申請します。

受給者氏名	
再 交 付 を 申 請 す る 理 由	
紛失の場合 その年月日	年 月 日頃

（注） 破損又は汚損の場合は、受給者証を添付すること。

様式第5号（第10条第1項関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

市 記 入 欄	保険診療等の一部負担額		控除額 附加給付額		自己負担金 （控除額）		支給額		備考		
	円		円		円		円		(病名)		
	附加給付額の算定										
	市町村民税課税状況			課税・非課税							
受 給 者 記 入 欄	重度障害者（児）医療費助成金支給申請書 年 月 日 伊豆の国市長 宛 住所 受給者 氏名										
	受給者証番号		第 号		加入 医療 保険	記 号					
						番 号					
						保 険 者 名					
	受診者名	氏 名		年 月 日生		附加給付		有 無			
生年月日											
医 療 機 関 等 記 入 欄	保険診療等領収書										
	保険診療による一部負担額		※		円						
	訪問看護療養費 基本利用料等		※		円						
	計										
	※ 診療期間 年 月 日から 年 月 日まで 入院 有・無（ 年 月 日から 年 月 日まで）										
	年 月 日 医療機関等 所在地 名称 代表者名 印										

（注）※印欄は医療機関等が記入してください。

様式第 6 号（第13条第 1 項関係）（用紙 日本産業規格 A 4 縦型）

重度障害者（児）医療費助成金受給資格認定申請事項変更届
年 月 日

伊豆の国市長 宛

受給者 住所
氏名
連絡先

次のとおり、重度障害者（児）医療費助成金受給資格認定申請の内容に変更がありましたので、届け出ます。

受給者証番号		第 号	
変更の内容	(1)住所 (2)氏名 (3)加入医療保険 (4)附加給付 (5)金融機関		
	変更前		
	変更後		
変更年月日		年 月 日	

(注)

- 1 変更の内容欄は、該当する事項を○で囲むこと。
- 2 加入保険又は附加給付に変更があった場合は、附加給付に関する証明書を添付すること。この場合は、変更前及び変更後の欄は記入不要
- 3 受給者証を添付すること。

様式第 7 号（第14条第 1 項関係）（用紙 日本産業規格 A 4 縦型）

重度障害者（児）医療費助成金受給資格喪失届
年 月 日

伊豆の国市長 宛

届出者 住所
氏名
(受給者との続柄)
連絡先

次のとおり、重度障害者（児）医療費助成金受給資格を喪失したので、届け出ます。

受 給 者 氏 名			
受給者証番号	第 号		
資 格 喪 失 の 理 由			
助 成 金 の 受 取 口 座 (死亡の場合等)	金 融 機 関 名		支 店 名
	種別	口座名義 (カナ)	口座番号
	1. 普通 2. 当座		
資格喪失年月日	年 月 日		

(注) 受給者証を添付すること。